

# 一般社団法人埼玉県物産観光協会 Facebook に関する運用規定

## 1. 目的

県内物産・観光に関する様々な情報を、フェイスブックページ機能を使って積極的かつ迅速に発信するとともに、その適切な運用について規定することを目的とする。

## 2. 発信内容

一般社団法人埼玉県物産観光協会（以下「協会」という。）の情報を会員内外へ発信していく為のアカウントとする。協会 HP 上の「新着情報」では掲載しないような、親しみやすく、リアルタイムで、より細やかな情報として、協会の事業・取組の情報、そぴあ最新情報、会員の情報、その他県内観光情報、埼玉のメディア掲載情報などを発信する。

## 3. アカウント

【名前】 一般社団法人埼玉県物産観光協会

【ユーザー名】 @SaitamaPrefecturePTA

【URL】 <https://www.facebook.com/SaitamaPrefecturePTA/>

## 4. 運用時間

原則就業時間内（平日午前 9 時から午後 5 時半まで）とする。

※イベントの速報等、就業時間外に投稿する場合がある。

## 5. 留意事項

### （1）情報発信・返信の権限等

- ・協会メールアドレスのアカウントを管理者として登録する。
- ・投稿は担当で持ち回り、無理のない範囲内での投稿回数とする。
- ・投稿内容は事前に DMO 推進課長、旅行業推進部長、DMO 事業本部長、専務理事の中で最低 1 名には確認し、承諾を得てから投稿すること。ただし、細かいテキストの確認ではなく、大まかな内容の確認とする。
- ・上記、投稿確認する役職の者も管理者登録し、万が一問題のある投稿があった場合には修正または削除できるようにしておくこと。
- ・コメントやメッセージについては担当で回答すること。
- ・協会の業務でない事項や、職務上関わらない事項については、適切な窓口の紹介や公開されている情報のみの紹介（県 HP へのリンクを掲載するなど）に留

め、閲覧者自ら確認いただく。

・書き込まれた投稿やコメントが次に掲げる内容に該当すると協会が判断した場合は、ただちに削除する。

- ① 法令等に違反、または違反する恐れがあるもの
- ② 個人情報を掲載する等プライバシーを害する恐れのあるもの
- ③ 特定の個人・団体等を誹謗・中傷し、または名誉もしくは信用を傷つける恐れがあるもの
- ④ 政治、宗教活動を目的とするもの
- ⑤ その他協会のフェイスブック上で公開することが不適切なもの

・掲載している個々の情報（テキスト、画像等）に関する知的財産権は協会に帰属する。使用する写真素材等もは担当で撮影したものを使用する。

・掲載内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上に認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできないものとする。

・協会は、閲覧者が掲載情報を利用または信用したことにより、閲覧者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わないこととする。

・協会は、閲覧者間もしくは閲覧者と第三者間のトラブルにより、閲覧者または第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとする。

・協会は、予告なく運用方針の変更及び運用方法の見直し、並びに運用を中止することがある。

## (2) 「いいね！」への対応

・原則、他の利用者に対し「いいね！」機能を使用しないものとする。ただし、国や県、地方自治体や観光協会等が運用するアカウントをフォローし、その投稿をシェアする場合は可とする。

## 6. 施行日

この運用規定は令和元年7月8日から施行する。